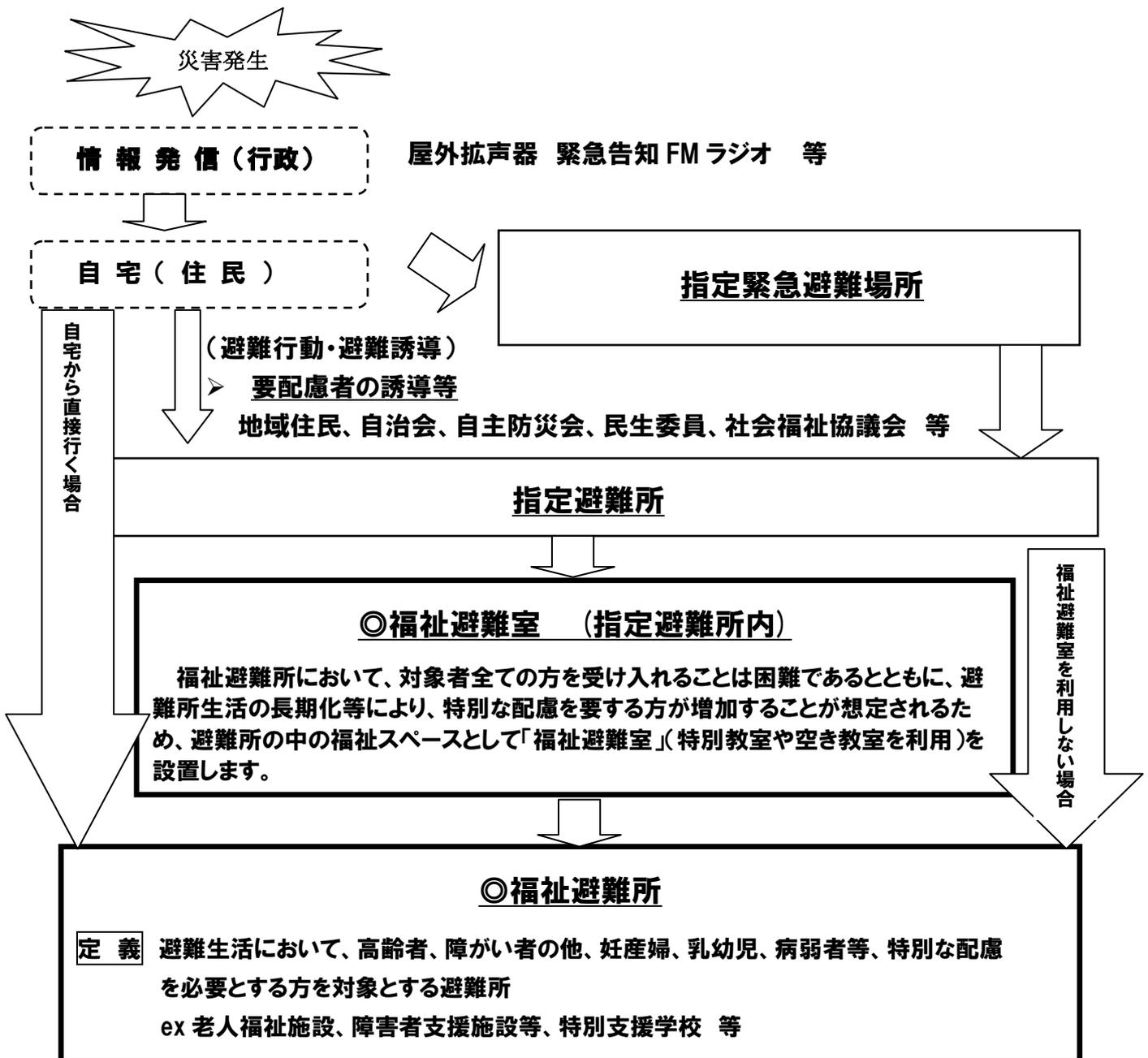


福祉避難所設置・運営マニュアル

(概要版)

伊丹市福祉避難所設置・運営マニュアルは、市内で大規模な災害が発生し、避難所を開設した後、必要に応じて開設される「福祉避難所」の設置・運営に焦点をあてたものです。この福祉避難所の設置・運営に関し、災害発生前から必要となる対策や災害発生直後からの実施内容をあらかじめ整理しておくことにより、市内の福祉避難所(民間の福祉施設含む)の迅速・的確な開設と円滑な運営を実施し、要配慮者の安全・安心を確保することを目的としています。

イメージ図 (福祉避難所への避難の流れ)



平常時における取組

福祉避難所として位置づけられている福祉施設は、災害時において適切な対応ができるように日頃からの準備が必要となります。

○生活環境の検討

福祉避難所開設時に避難者が生活する部屋の設定と、受入可能な人数をあらかじめ想定することに努めます。

○物資等の確保

①受入準備

福祉避難所の運営に必要な物資・機材は、市が調達することになります。そのため、物資を受け入れる準備を行います。

②情報の提供、交換及び収集

施設内での情報提供や情報交換を行うための場所や手段、また、情報の収集方法などについてあらかじめ確認しておきます。

③移動手段の確保

要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を可能な範囲において確保できるよう努めます。

○周囲の状況把握(施設周辺及び施設内の点検)

施設内外の点検、施設周辺道路や近隣施設の状況等を把握し、災害発生時を想定した中で、生活必需品等の受領場所や病院等への経路の安全確認などを行います。

○福祉施設、医療機関との連携(連絡先等の確認)

他の福祉施設や医療機関への連絡調整の窓口、要請手順も確認しておきます。

○運営体制に係る事前準備

災害時に、速やかに福祉避難所の開設及び運営ができるよう、あらかじめ福祉避難所開設責任者等を指定するなどの体制を整えます。

◎指定避難所開設から撤収までの流れ

30分
初動期

避難

2時間
初動期

避難所開設準備・開設【市職員等・施設管理者】

準備のための開錠 レイアウトづくり
受入準備（施設の安全確認・資機材物資確認・ライフラインの確認）
避難者への開設・受付開始

24時間
初動期

避難所運営【避難所運営委員会・市職員等】

避難所運営委員会の設置 避難所の状況報告 在宅避難者への対応
会議の開催 物資の調達・受入 要援護者への対応 福祉避難所の設置

72時間
初動期から
展開期へ

避難所の安定化【避難所運営委員会・市職員等】

ルールの確立 居場所づくり 生活支援 プライバシー確保対策
常用医薬品の確保 管理（衛生・食事・健康）の徹底
相談体制の確立 こころのケア **福祉避難所の開設**

3週間
安定期から
撤収期へ

避難所統廃合【市職員等・避難所運営委員会】

避難所閉鎖に向けた調整【市職員等・避難所運営委員会】

避難所閉鎖

この時点から開設を想定

（※初動期は開設を準備）

災害時における取組

○福祉避難所の開設準備から避難者の受入

☆初動期（災害発生～72時間まで）

福祉施設の管理者等は、災害発生後、市災害対策本部からの福祉避難所としての開設の可否判断に備え、施設の被災状況等を確認します。

☆展開期～安定期（72時間以降～1週間）

①福祉避難所の開設要請

市災害対策本部は、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象となる者があり、福祉避難所の開設が必要であると判断した場合には、福祉避難所の開設要請を行います。

②福祉避難所としての開設の可否

福祉施設の管理者等は、市災害対策本部からの開設要請に対し、可否を判断します。

③避難者の受入

福祉避難所の開設が決定した後、市災害対策本部の要請内容に基づき、避難者の受入を開始します。

○福祉避難所の運営

スペースや支援物資等が限られた状況においては、避難者に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応します。

また、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するとともに、生活空間の家族単位での仕切りなどにより、プライバシーの保護に努めます。

☆撤収期（1週間目以降）

福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合、市災害対策本部は福祉避難所の統廃合を図ります。